

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原 3 9 3 番地の 2  
氏 名 株式会社ユアック  
代表取締役 赤本 裕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条の 4 第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。  
第 1 4 条の 5 第 1 項

徳島県知事 後藤田 正純



許可の年月日 令和 6 年 4 月 2 4 日

許可の有効年月日 令和 1 3 年 4 月 2 3 日

1. 事業の範囲

裏面記載のとおり

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年4月24日	新規許可	
平成25年2月25日	変更届出	(汚泥(水銀又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なもの)、廃酸(水銀又はその化合物、チオベンカルブ、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なもの)、廃アルカリ(水銀又はその化合物、チオベンカルブ、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なもの)の追加)
平成25年3月14日	変更許可	(燃え殻、鉱さい、ばいじん、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、廃石綿等の追加)
平成25年7月29日	変更許可	(汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじんの1・4・ジオキサン、感染性産業廃棄物の追加)
平成26年4月24日	更新許可	
平成31年4月24日	更新許可	
令和6年4月24日	更新許可	

~~5. 積替え許可の有無~~

6. 規則第 1 0 条の 1 2 第 2 項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

1. 事業の範囲

(1) 積替え

なし

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類、1・4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの、又は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1・4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)

廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類、1・4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類、1・4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)

鉍さい (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)

ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類、1・4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)

感染性産業廃棄物

廃ポリ塩化ビフェニル等 (微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に限る。)

ポリ塩化ビフェニル汚染物 (微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に限る。)

廃石綿等

(以上11種類)

以下余白